

平成24年第1回臨時会

平成24年7月31日（火曜日）第1回臨時会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	富澤三弥	建設管理課長
那須吉雄	健康福祉課長	横山一郎	会計管理者 (兼) 会計課長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号

第1回臨時会

平成24年7月31日（火曜日）

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

〃 2 会期決定

〃 3 報告第11号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 4 報告第12号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 5 報告第13号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 6 質疑

〃 7 議第 53号 寒河江市役所庁舎耐震改修免震工事請負契約の締結について

〃 8 議案説明

〃 9 委員会付託

〃 10 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、9番杉沼孝司議員、11番荒木春吉議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成24年第1回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る7月26日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期は、本日1日間とし、会議につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第1回臨時会日程

平成24年7月31日（火）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
7月31日（火）	午前9時30分	本 会 議 開会、会議録署名議員指名、会期決定、報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、閉会	議 場

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第3、報告第11号から日程第5、報告第13号までの3案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

報告第11号から報告第13号まで、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について3案件を御説明申しあげる次第であります。

報告第11号は、本年5月22日午前9時15分ごろ、寒河江市大字西根字石川下地内の市道下河原宝線において、寒河江市社会福祉協議会に運営管理を委託している福祉バスの運転中に、軽自動車に

接触した事故によるものであります。

報告第12号は、本年2月28日午後8時30分ごろ、寒河江市大字西根字長面地内の市道八鍬日田線において、軽自動車が生損箇所に入り発生した車両の事故によるものであります。

報告第13号は、本年3月13日午前10時30分ごろ、寒河江市大字白岩字清水山地内の市道留場葉山大円院線において、除雪作業中の市ロータリー除雪車が市道上に駐車していたスノーモービルを巻き込み発生した車両の事故によるものであります。

いずれにつきましても示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、御報告申しあげるのであります。以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第6、これより質疑に入ります。

報告第11号について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 今、議長のほうからは報告第11号についての質疑ということでもありますけれども、ちょっと12号、13号、全てに関連するものですから12号、13号も含めて質問してよろしいですか。

○高橋勝文議長 はい。

○新宮征一議員 というのは、今回も交通事故による損害賠償が3件出てきている。6月議会でも3件、4件出てきているんですね。3月議会でも2件報告されている。非常に損害賠償の問題というのが頻繁に出てきているような感じを受けるわけです。特に今回、この報告あった第12号ですか、この西根の長面地内、これもちょっと聞き覚えがあったので6月議会の内容を見てみたんですが、2月28日午後8時30分ということで報告になっていますが、6月議会でも同じ2月28日に6時と6時半、30分置きに同じ場所で穴ぼこに車が入って損傷が起きたと、その賠償だということで報告あったわけですが、この3件についてもうちょっと具体的に。それから、この葉山大円院線についても、これも続けて報告されているという状況なんで、特に長面地内の八鍬日田線、これは同じ箇所なのかどうかも含めて、あるいは大円院線についても停車中の車と接触したと。今回はスノーモービルを駐車しておいたものにそれを巻き込んだと、その辺の状況がわかりませんので、もうちょっと詳しく3件について説明願いたい。

○高橋勝文議長 11号について那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 それでは、若干補足しながら事故の状況について御説明を申しあげます。

当日はミニデイ・サービスの利用者を迎えるため市道を通過中でした。進行方向に向かって道路左側に軽バン車が、そしてその前には中型ダンプ車の先頭が1メートルほど市道に出しての駐車をおったんです。その近くの道路の右側ですが、普通ワゴン車が駐車している状態でありました。私どもの車が中型ダンプ車の前まで前進して、一転通れないということで停止していたところ、右側にあります普通ワゴン車が移動し始めたので、移動に支障がないようにバックをし、そのまま進んだところ、軽バン車のあいていたリア系統の右角に接触した事故であります。

○高橋勝文議長 新宮議員、11号ということでまず審議をお願いします。新宮議員。

○新宮征一議員 それぞれ別々にということでもありますけれども、ただいまの説明ですと、私有車との接触事故、これは両者が動いておいた状態での接触事故なのかどうか、相手側がとまっておいた

ものに接触したんだとすれば、これは動いているほうの車が過失を問われるというのは、これは一般的に言われているわけですが、今の説明ですと、何か動き始めたとか、相手の車も動きながら接触したんだとすれば、相手側にも過失がゼロということはありませんか。その場合、ここに示されている15万9,000何がしというのは、その相手の過失分を差し引いての示談だったのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたい。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 説明する際に不足しておりましたが、相手の車はとまった状態で後ろのほうのリア系統をあけておいた状態でありました。したがって、御質問の過失割合につきましては、私どもについて過失が全てであります。

○高橋勝文議長 11号でまずもってお願いします。新宮議員。

○新宮征一議員 過失がゼロということでもありますけれども、とまっておいた車であれば、これはやむを得ないかなという気がしますけれども、これは議長、私、3回目立っているんですけれども、先ほど申しあげましたように、最初立ったときに第1問で総括でよろしいですかということで議長の許可を得てやっていたものですから、今、11号についてはそれで了解しました。

12号、13号について担当課長のほうから説明願います。

○高橋勝文議長 11号ということで。

○新宮征一議員 ですから、11号は了解しました。12号について。じゃ、12号は12号でということですね。12号についての先ほどの質問に対して担当課長の説明を求めます。

○高橋勝文議長 11号にしますので、12号はその次にします。

ほかに11号につきまして質疑ありませんか。

それでは、報告第12号について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 先ほど質問の内容は申しあげましたので、12号に対する担当課長の答弁を求めます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お答え申し上げます。

先ほどの寒河江の市道八楯日田線の走行中に午後8時半ごろという本人の申し出でございますけれども、本人が山形方面から帰ろうとしたところ、走行中に対向車が来たので端のほうに車をよけたときに大きな音がしたために確認したところ、タイヤがパンクしていたということでございます。

6月の議会の報告でも同一路線でも2件ありましたけれども、路線としては同じです。ただ、場所としては100メートルほど今回のやつは西側なんですけれども、路線としては同じ路線で起きてしまったという事案でございます。

あと、過失割合については50対50ということで示談にさせていただいている案件でございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 路線については同じ路線なんですけれども場所は違うという今の説明だったんですね。それはそれとしても、2月28日の発生したものが、過失割合が50対50ということで示談されたという内容だったんですが、この6月議会で報告されたものは、2月28日の6時と6時半、これが6月議会で報告されていますけれども、これは3月の22日にどちらも示談が成立して報告になっているんですね、6月議会で。ただ、今回、先ほども申しあげましたけれども、1万千何がしという

金額というのは非常に損傷そのものも軽微な損傷ではなかったかなと思うんですね。金額的にいってもその1万1,000円を示談するに6カ月近くもかかったというのは、ちょっとどうなのかなと。

それに関連して質問なんですけれども、示談する場合に担当課の市の職員が対応しているのか、あるいは専門的な知識のある人を代理人として交渉されているのか。これの申告受けたのがいつごろ受けたのかお聞きしたい。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 事故発生報告から示談までかなりの期間を要しているということでございますけれども、私どものほうでは、報告を受けたその日から示談の内容について御本人と協議しております。基本的には示談の交渉自体は市の担当職員のほうでさせていただいておりますけれども、ただ、その内容につきましては担当する保険会社のほうと逐次相談しながら交渉させていただいているような状況でございます。

今回の事案でございますけれども、私どものほうでも早期にしたいということで、何回か私どものほうで督促という形ですけれども早く書類のほうを送り返していただけませんかということは何度かやっているわけですけれども、御本人がちょうど卒業式を控えていて3月にばたばたして、それでなかなか御返事というか、書類の手続をしていただけなかったということで、3月に3回、4月にも1回、5月に2回ですかね、あと7月にやっと4回目で示談書の提出をいただいたということで、御本人が仕事柄、なかなか事務的な処理できないからということで応じていただけなかったというのが実情でございます。今回やっと示談書につきまして7月17日付でいただいたということでございまして、何度か督促させていただいたんですけれども、御本人、どうしても仕事の関係で事務的なことができないですという御報告でしたのでこういう結果になってしまいました。

○高橋勝文議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ただいま新宮議員に対してもいろいろ答弁がありましたけれども、私から思いますと、ここも恐らく下水道工事をやった後、舗装復旧工事がなされたと思います。当然、夏なのか、冬なのか、何で同じところで100メートルだ、50メートルだということ所でそんなに集中するのか、ちょっと舗装の復旧工事をやる時の問題があるんじゃないかなと思われるんですけれども、舗装してから何年経過したのかであります。

また、このたびの事故あった道路に対して全面舗装をやり直するという考えはあるのかなのかです。

また、今度の冬から同じような事故が繰り返されたんでは本当に大変でありますので、その辺の経過などをお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 この区間につきましては、ちょうど片側1車線ずつの2車線でございますけれども、ちょうど小学校側のほうにつきましては下水道の工事をやってその後、舗装し直したということがありますけれども、今回の陥没というか、穴があいた区間につきましては、そういった新たに舗装し直したという、最近、そういう経過はありません。

それで、私どもでも現在、調査しているんですけれども、この穴ぼこの区間について舗装の時期がまだ明確に特定できていないんですけれども、現在、穴ぼこのあいた区間につきまして構造的にどうなのかなということで、今、ここの部分と前の部分ですけれどもコア抜きをしながら調査をさせ

いただいている状況でございます。まだ、結論的などころを申しあげる段階ではないんですけれども、課題があるのかなということでコア抜き作業などをして調査を実施しているところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり同じ路線で同じ日に3件も事故があるというのは、到底普通考えられないことなんでしょう。やはり舗装の欠陥という問題もあるんでないかなと私なりに思うんであります。まして、冬期間やったのか、夏場に工事やったのか、これから調べないとわからない。あとコアを抜いて調査しなけりゃならない。その辺のことも考えながら、もうじき暑い夏ですけれども、冬場を迎えてまた同じような事故を繰り返さないように早急に対応を行うことをお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 川越議員、報告第12号です。

○川越孝男議員 6月議会でも再発防止策についてお伺いをしています。もちろん、道路の欠損というのは、これは起こり得るわけでありまして、そうしたときの対応が必要なんだというふうに思います。

そうしたときに、道路パトロール、これは通年的な道路パトロールをやっていたら大分防げるんだと思いますけれども、今、市としては班編成によっての年間何回かの一斉パトロールをやっていると。24年度については1回ふやしたいという話でありました。しかし、私はそれでは不十分だというふうに思うんです。そして、前に提案もしたんですが、市で通年的なパトロールできないんだとすれば、例えば市内のタクシー会社とか、郵便局の配達とか、運送業の皆さんなどとまさに行政と企業と市民とのタイアップの中で、そういう欠損箇所などあったら市に連絡をしてもらえるような体制をとったらいかがでしょうかという提案を過去にしています。その後、そういう取り組みがどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 現在の年度で早急に対応しなければならないことということで、今年度で一応実施させていただいていることとしまして、実は道路パトロールについて7月から月2回、道路パトロールをするというふうなことに私どもでさせていただいております。毎月1日と15日を基準日として、まず全線回るとなると大変かと思いますが、交通事情の多い基幹道路を中心に月2回、回るというふうなことにさせていただいております。それはあくまで危険箇所のパトロールということで、現場のほうでその危険箇所を見つけた場合にその穴埋めとか、修繕作業は別な班が行くというふうなことの体制で7月から当たらせていただいております。それが第1点でございます。

もう一つは、市内の民間の方の御協力ということでございますけれども、6月5日に私どものほうで寒河江郵便局のほうに御訪問させていただきまして、いわゆる郵便配達員の方が市内を回っているわけですので、そのあたりでみずからの配達で危険箇所等を発見したときには市のほうに通報していただけるようにということで、郵便の支店長さんと郵便課長さんのほうにお願いを申しあげてきた次第でございます。そういったところがこの間の再発防止策の手だてとして現在までさせていただいているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、建設管理課長の報告とか、答弁を聞いて取り組みの状況、わかりました。

しかし、これはずっと前から、10年も前から提起をしてきている課題なんですね。そしてもちろん、警察もずっと常にパトロールしています。そうしたときに気がついたらすぐ連絡をし合う。まさに安全・安心の地域づくりという観点からもさらにそういう体制がきめ細かになるように対応していただくことを要望しておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。

報告第13号について質疑はありません。新宮議員。

○新宮征一議員 13号についても先ほど冒頭に申しあげましたんですが、6月議会で報告あったのは、停車中の普通車に接触したと。今回の報告は駐車していたスノーモービルを巻き込んだと。これは停車と駐車で大分違うと思うんですね。その辺でまず状況説明をお願いします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 3月13日に私どものほうの山岳道路の除雪作業に入っていたときに、雪に埋もれていて確認が困難だったスノーモービルがありましてそれをかんでしまったということでございます。

これですけれども、3月の2日ごろまでは、私どものほうで葉山大円院線の1回、除雪作業を終えまして通行できる状態になっていたんです。ところが、3月12、13で数十センチの雪が積もりましてまた道路に雪が堆積したということでございます。私どもの除雪車はその先のほうの除雪に向かいましたので、ところが、最初から数十センチの雪がありましたので順次入っていったと。まさか雪の中にスノーモービルが埋まっているというふうにはわからなくて、それでかんでしまったということでございますけれども、ちょうどJR300というのは、運転席の高さが大体目線が3メートルぐらいあるものですから、雪で路面が覆われていると、なかなかこの高さというのは確認できなかったのかなというふうなことでございます。

そもそもスノーモービルを路上に放置してあることも想定していなかったと、運転手のほうでも想定していなかったということもございましたので、本人としてもちょっと見つけられなかったということで実際にロータリーで掃いているときに初めてわかったというような現状でございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 状況についてはわかりました。ただ、雪に埋もれて確認できなかったと、そこにとまっていると想定しなかったと。やっぱり想定はしないと思うんです。何か雪の中にあるだろうというところまではね。ただし、道路路上ですよ。そこにとめておいて、相手のほうに私は過失があると思うんですよ。駐車禁止区間でなくても無用地駐車ということで幅が少なくなっていた場合に、これは罪をとがめられるわけですね。とめておいて、何日間もとめておいたのかどうかわかりませんが、私は相手のほうにも過失はあったというように思うんです、一般的には。その辺の相手の過失との相殺関係はどうなっているんですか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 御指摘のように、私どものほうも経験のない事案でございましたので顧問弁護士と法律相談をさせていただきました。そして、この事案に対する過失割合についてどのようになるかということで弁護士とも相談させていただきました。市のほうが7、相手方のほうが3というのが妥当であるというのが弁護士のほうの見解でありまして、それをもとに保険会社のほうと協議しまして示談に向かわせていただいたということでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 専決処分に対する報告ですからここで議論してどうのこうの言う場所ではありませんので、大体といいますか、わかりましたけれども、やっぱり対応の仕方ですね。今の大円院線のスノーモビルの件についても7対3の割合で相手の過失も含んでいるんだということであれば理解しますけれども、個人対個人ですと、往々にしていろいろお互いが主張するところ、主張し合う。ただ、こちら側は寒河江市ということで公の機関であるために、例えばバイクで穴っぽに入ると、その確認というものはっきりして、申告あったから全てそれに応えるというものでは、ちょっと今後まずいと思いますので、その辺だけは指摘をさせていただきます。

ただ、冒頭にも申しあげましたように、非常に交通事故に関する損害賠償が頻繁に出てきているものですから、今後、万全の体制で取り組んでいただきたいということを申しあげて、私の質問はこれで終わります。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第7、議第53号を議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第8、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第53号、寒河江市役所庁舎耐震改修免震工事請負契約の締結について御説明を申しあげます。

本請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第9、委員会付託であります。

議第53号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第53号に対する質疑はありませんか。木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 7月20日、定例による議員懇談会においていろいろ御説明はお伺いいたしました。

それで、いろいろなことも質疑もありましたけれども、この東日本大震災も昨年3月11日に発生したわけですが、建設業者も大変忙しくこういうものに入札参加者も1社しかいなかったということもわかりますけれども、その中で20日以降に当局の努力によりまして予定金額に達したという御報告を受けて、大変感謝申しあげまして敬意を表したいと思っておりますけれども、この前と重複する点もあるかと思っておりますけれども3点ほどお伺いしますのでよろしくお聞きしたいと思います。

1つは、入札参加者が1社となった背景はどうか。

もう一つは、入札公告を2回行った理由は。

3問目は、2回の入札で落札とならなかった理由をまずお聞きしたいと思います。

この3点をお聞きします。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 それでは、私のほうから最初の質問の入札参加者が1社となった背景等についてお答え申し上げたいと思っております。

今回の免震工事は、施工できる事業者の方が県内にはございませんので、免震工事の実績を有する県外というよりも中央の総合建設業者、いわゆるゼネコンに発注をすることになりますが、ゼネコンでは、東日本大震災の復旧・復興のための工事等が増加をしております、今回の山形県内の一地方自治体の庁舎の免震工事のほうには興味を示すような複数の会社がなかったと思われま

す。国土交通省の仕様によりまして、国直轄の平成24年度上半期の施行件数は約1,700件で、震災前の平成22年度に比較して1.9倍であります。また、被災3県、宮城と岩手、福島県の県発注の平成24年度上半期の施行件数は6,700件で、震災前の平成22年度に比較して2.2倍であります。このほかに被災市町村でも同じような状況があることが推察できるということでもあります。

また、建設工事以外でも宮城県では、例えば災害廃棄物、いわゆるがれきの処理を県内を4ブロックに分けてゼネコンを含むジョイントベンチャーに発注しておりますが、その4ブロックの合計の金額が3,800億円余であります。このほかにも民間の大型の復旧工事が多数ありまして、ゼネコンの関心が被災3県のほうに向かっており、そういうことから今回の入札については参加者が1JVだけだったというふうに感じているところであります。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 2問目と3問目について私のほうから御説明させていただきます。

入札の公告は2回行っているがその理由は何かということですが、入札の公告につきましては、6月4日と6月20日の2回の公告を行っております。

寒河江市の一般競争入札は、寒河江市契約に関する規則と寒河江市事後審査型条件つき一般競争入札施行要綱により執行しているところであります。要綱の第16条の規定により入札説明書を交付

するとしているところでございます。

6月4日の1回目の公告では、この中で入札参加者が2社に満たない場合は入札を中止するという条項がございました。結果的に入札参加者が1社となったということで入札は参加中止したところでございます。

一般競争入札については平成20年度から導入したところでございますが、その際には県を参考にして市の入札制度をつくった経緯がありまして、県に照会を行ったところ、1社でも入札を実施するように制度改正を県では行っているということが判明しましたものですから、寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会に諮り、県と同様の制度とすることを6月19日に決定し、6月20日に2回目の公告を行ったところでございます。

次に、3問目の2回目の入札で落札に至らなかった主な理由は何かということですが、土工事のうち、根切り掘削工事、いわゆる機械掘削でなくて人力による掘削工事ではありますが、この容量は約8,500立方メートルほどございます。設計者側では普通土木作業員を人力作業として積算しましたが、入札者側では、施工者でございまして、トンネル掘削工事等の特殊土木作業員の人力作業として積算したため、約1億円を超える差額が発生したところでございます。結果的には予定価格との差額が8,000万円を超えたものと推測しているところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 この前と大分、私も聞き方が悪かったのかどうかダブる部分も結構あったんですけども、いろいろ私もこの件があって先日、寒河江市の市史年表を見ておりましたら、そこにちょうどこんな写真が出てきたんですね。こういう写真なんですけれども、これは昭和42年4月に竣工になったときの写真だと思うんですね。これを見てみると、今の卯月さんのところのビル、あそこなんか全く田んぼなんです。それで、商工会のところなんか全く畑だと、こういうような写真が出て、私も改めてそのときの新聞の全国版にも堂々と何回も出たそうでございます。私も見たような記憶もあるんですけども、そういった思いからもいろいろな形で調べてみましたけれども、40年の9月定例会において大体総事業費が2億400万円で決議されているんですね。随分安いのかなという感じがするんですけども、そして42年の4月に竣工して、当市の一般会計予算が大体4億5,200万円でした。その中の2億400万円ですから大体半分近くを占めているんじゃないかという感じがしております。そのときの人口が今と余り変わらない4万263人で、世帯は7,790世帯ということでございますけれども、そんな思いから、やっぱり建設から45年経ているわけですね。45年経ているということは、最初は使い勝手が悪かったとかいろいろな話もお聞きしました。

そんな不便さもあったようなんですけれども、市民としては、黒川紀章さんの設計でもあるし、中には岡本太郎さんの彫刻なんかもあって愛着のある庁舎じゃないかなと私個人的には思っています。

ということは、やはり庁舎そのものは市民のためにあるんだということをつくづく感じるわけなんですけれども、そうは言っても使い勝手も悪いし、今回免震工事を終わってみても使えるのは何年くらいかなというふうに私は勝手に想像しているんですけども、多分15年か20年くらいかなという感じはしているんですけども、当然、その後に改修とかということがいっぱい出てくるとは思いますけれども、何十年来、問題になっています新庁舎基金づくりというものをどう考えておるのか、それをお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内かと思えますけれども、この免震工事によってどの程度の耐用年数が生まれるのかということですが、我々としては、大体30年くらいは免震工事によって対応できるのではないかなというように考えております。

しかしながら、木村議員も御指摘のとおり、全体としてさまざまな耐震化の問題だけでなくいろんな面での老朽化というものも進んでおりますから、その辺のところを改修していく、手直しをしていくということが必要でありますし、永久にこの庁舎を使い続けるということについても、やはり限界があるのではないかなということも考えているわけですね。

ただ、新しい庁舎をつくるということになりますと、御案内だと思えますけれども、隣の河北町では新しい庁舎をつくるということでお聞きをいたしておりますと、31億円ぐらいの事業費がかかると、こういうわけでありまして、先ほど昭和42年のときに市の予算の半分ぐらいということでもありますれば、この庁舎がかかったというわけですね。今、150億円の市の予算ですから、やっぱり結構な建設費はかかっていく。場所の問題などもありましょうし、ということで、これからの将来の課題ということには当然頭に描きながらそれなりの準備というものも必要でありますし、それを進めていながら当面、この免震工事を施してこの庁舎を使って、その間、新しい庁舎をどうしていくかなどについても考えていくと、検討していくということになろうかと思えます。

○高橋勝文議長 ほかに、遠藤議員。

○遠藤智与子議員 3点ほどお伺いいたします。

確認の意味も含めましてなのですが、1つは、この免震工事をするによりましてどの程度の地震に耐えられるのかということと、この免震工事をしましても、万が一、被害に遭う、被災するということがあったときに、その責任の所在といいますか、誰が責任をとるのかということなどもこの締結の中できちんと決めているのかどうか、その点、お聞きしたいと思えます。

もう一つは、今、木村議員の質問にもありましたように、新庁舎のことについてであります、30年くらい見ているという市長のお話でしたが、やはり私はこの30年の間にいかなる災害が来ないとも限らない。いつも最悪のことを想定して想像することが大事だというふうに先日行ってきた自治体学校でも習ってきましたが、この点、30年耐用年数があるという、こちらから見ますと、少しゆっくりしたように見えるのですが、この点、もう少し早急な政策を望むところなのですが、以上、3点についてよろしくお聞きしたいと思えます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、この免震工事によりましてどのくらいの補強ができるか、I s 値のことだと思いますが、建物の地震に対する安全性を示す指標でございますが、耐震改修促進法で必要としているI s 値につきましては0.6以上、しかし、官庁の施設総合診断改修基準及び同解説というのがあるんですが、それによりまして、災害時に拠点となる公共施設につきましては、その1.25倍以上でI s 値0.75以上ということになっているようでございますが、市役所など防災対策活動の拠点となる公共施設に対しては1.5倍以上、I s 値0.9以上の値が求められるという基準が出てるところでございます。それで、この免震工事によりましてこの数値は確保できるようなことになるので免震を実施しているところでございます。

あと、万が一被害に遭ったときの責任の所在ということでございますね、これは工事中ということでございますか、建設になってからということですね。これにつきましては一応公共施設につい

ては、寒河江市のものでございますから寒河江市の責任ということになるかと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新しい庁舎をどうしていくのかという御質問であります。先ほど免震工事によって耐用年数がどのくらい延びるかということ、30年というふうに申しあげましたが、それは工事によって30年間、この建物がある程度、耐えられるというふうに、延びるとお話を申しあげたわけで、30年間、新庁舎を建てないということを明言しているわけではありませんので、そういう意味でその間、できるだけ早くというんですかね、これを今のうちから、今すぐというわけにはもちろんいきませんが、ある程度の、例えば10年くらいのスパンを想定しながら、そのために先ほど申しあげましたとおり、新しい庁舎をつくるとなると、なかなか財源的にも持ち出しというんですか、財政措置が余りありませんので持ち出しを想定しなきゃいかんということなのでそのための必要な経費も準備をしていかなきゃならんということになりますので、先ほど申しあげましたとおり、やっぱり新しいものは結構建設費もかかるということですから、その間、準備をしていくということが必要かと思えますし、また市民の皆さんからもいろんな声なんかもお聞きをしながらそういう機運が盛り上がってくるということなどがあれば、我々としても対応していくということになりましようが、当面、今の耐震工事をさせていただいて使いながら、そして新庁舎をどうしていくかということについて検討し、準備をしていくということにしていきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 10年くらいのスパンでということをお聞きして、少しはほっとするものがありましたけれども、やはり8億円という多額で、また貴重な市民のお金も使われており大規模な工事ですので、工事して完成の後、これが役に立たなかったというようなことが絶対にあってはならないことですし、済まされないことだと思うのです。

それで、先ほどI s値でお話しなされたのですが、やっぱり震度幾らとか、マグニチュードでわかれば、そこら辺、教えていただきたいと思うのです。例えば今年の3月11日の地震、寒河江市は震度4でした。その基準としましても、どの程度の免震対応があるのか、そこをもう少し具体的にお聞かせ願えれば大変ありがたいのですが。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 阪神・淡路大震災ございましたね。あの地震程度のやつですと、耐えられるということで聞いております。大体震度7くらいだそうです。

○高橋勝文議長 ほかに、杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 これまでの説明をお聞きしてございまして経過はわかるわけでありましてけれども、当初の計画がトンネル掘り、今の状況ですと、1億円ほど余計かかるということから人力掘りですか、そういうことで値段を交渉して予定価格内でもらえるということになったことに対しましては、大変ありがたく思っております。

さらに、工事費が高くなったというのは、先ほどもありましたように、今年の3・11の大震災、これらによって災害復興のかかる場所の工事費、これが非常に高くなっているということで高くなったことは私たちも十分理解をしているところであります。

しかし、7月20日の定例議員懇談会の際の免震工事の入札結果等については、先ほど木村議員からの質問に回答あったようなことでわかるわけでありましてけれども、これから工事が始まりまし

たとしても20カ月間ほどかかると。さらにトンネル工法と違いまして人力掘りということから、一部業務に不便を来すことになるわけでありませうけれども、市の防災拠点としての市庁舎の耐震、免震工事でありますし、市民に安心してもらうための工事でもありますので、職員には一部不便を来すところがあるかと思ひますけれども少し我慢してもらって、我々議員については、市民のものである市庁舎を市民のために耐震、免震工事を行うわけでもありますので、多少不便はあつても我慢しなければならないんじゃないかなというふうに思ひております。早速工事に入って安全な作業とできるだけ早い完成を目指してもらって、市庁舎の耐震に心配している市民に安心して来られるようにしていただきたいと。

ただ、トンネル施工工法から人力掘りになった過程、それから工事単価の高騰によるところはわかるにしても、私たちには少し日にちなどを含めてはつきりしないところがありますので、もう少し詳しく20日以降の交渉等につきましても教えていただければ大変ありがたいというふうに思ひます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 20日以降の交渉過程ということでございますが、20日の議員懇談会以降、寒河江市と寒河江市の設計を委託しております黒川紀章事務所と、あと施工業者の間に内容の検討を行ったところでございます。

その中でさまざま業者のほうから工法とか、また工法を変えるところにおける安全性の確保など、あと工事の費用の積算等の内容等などの提示を受けまして、市とうちのほうの設計を委託している黒川紀章事務所のほうで内容を精査させていただいたところでございます。その結果、私どもの予定しております予定金額内で工事ができる。そのほかにも安全性につきましては十分確保できる、また工期についても私どものほうで希望している工期で施行できるということがございまして、23日の見積もり合わせということに至ったところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 打ち合わせしたところが十分できるという話になったということでもありますけれども、この前の説明のときは、一部プレハブというか、仮の施設もつくってということもありました。それから、この議場についても、当然ここも掘られるわけでもありますから使えないというときもあるというふうな説明ありましたけれども、その場合、例えば議場はどの辺でする予定をしておるのか、それについても今の段階でわかれば教えていただきたいというふうに思ひます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 議場といいますと、議会ができないときに議場をどこにするかということでございますか。まだそこにつきましては決定はしていないところでございます。

あと、会議室等の仮施設でございますが、それにつきましては基本的には前の駐車場とか、あと2階のスロープのあいているところに設置しながら、なるべく不便を来さないようなことでしていきたいというふうに考えているところでございます。

それで、なるべく機能を満足できるような施設をつくっていききたいということで考えております。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の免震工事によって市役所全体の機能がどのくらい損なわれるかという話が話の核心だと思ひますけれども、当初の予定では全部、いわゆる1階の床下の部分は人力による、

トンネルと同じですけれども人力で全部土を出しましてそれで免震の工事をするということから、1階、2階、3階、4階の全てについて通常のまま使用できるという形で考えていたところでしたけれども、その人力とする部分の単価、作業員の単価について設計者側と施工者側で、簡単に言いますと、設計者側ではこの辺の普通土木作業員という形で見積もりをしたわけですけれども、施工者側ではトンネルを掘るような、いわゆる特殊土木作業員が人力であるということから1億円近い単価の差が出てきたということになるんですけれども、その面を簡単に言いますと、機械掘りの部分をふやして、いわゆる土木の特殊作業員による人力作業による掘削の部分を少なくするという方法をするということによって2階、3階、4階の機能はそのまま維持できますが、1階の機能、具体的にはこの議場も含んで、特に議会の会議室、議会の事務局、それから組合の事務局と電話交換室といろいろありますけれども、その部分については機械掘りであることから、地上から掘るような工法を一部取り入れるということにしたわけです。そういうことで、具体的には20カ月の工事の範囲内で工程を組みまして、簡単には南側から掘るか、東側から最初するか、北側から最初するかによって使えない部分が時期的に違ってきますので、単純に考えれば北側から最初したときは北側の機能を南側に移して不便さがありますけれどもすると。それで北側ができ上がった後は南側の機能を北側に一部移しながら南側の掘削工事に入るという形で20カ月の工期の中で組むような形になりますが、それでも例えば一番いい例は、例えば議会の会議室等については委員会等、いろいろ開催しますけれども、それについては機能的に足りない部分が出てくるおそれがありますので、その際はプレハブを駐車場なり、先ほど財政課長のほうからお話ししましたように、2階に少しスペースがありますのでその辺のスペースの活用等も考えて、なるべく市役所全体の1階の機能についてもできるだけ最小限に機能の少なくなる場所をして、そういう形で工事の完成を目指したいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 ほかに、杉沼議員。

○杉沼孝司議員 もう一つだけ。先ほど、もしここが使えないときの場所はまだ決まっていないということでもありますけれども、もしハートフルセンターとか、あるいは文化センターとかを使うなんていうことになった場合、非常に広い場所なわけです。広いということは、例えば傍聴者が何人来ても十分だというふうな場所になるんじゃないかなと。もしそんなことになった場合、この際だから子供議会、例えば小学生なり、あるいは中学生なりの議会をすれば、親や生徒さんたちがたくさん傍聴に来ることも可能じゃないかなというふうに思うんです。したがって、その辺もせっかくのたくさん見に来てもらうチャンスだと思いますので、その辺も検討していただければいいんじゃないかと思っておりますので、いかがお考えか。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 1階のいろいろな会議室とか議事堂も含めてですけれどもその機能が一部損なわれますので、その代替え措置といいますか、そのため議事堂が使えないときの定例会をどこですか等については議会のほうと御相談を申しあげながら、その際はせっかくですので今御提案をいただいたような内容についても、議会のほうと御相談をしながら進めてまいりますので、その際にいろいろな今の提案についても検討してまいりたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 ほかに、佐藤議員。

○佐藤良一議員 各議員からいろいろ質問があったわけです。8億円なりの随意契約であります。1

社のみであります。寒河江市始まって前代未聞だと私なりに思っております。庁舎建設されたのは昭和42年、45年以上たっております。そのときの建築基準法に合わせてやれば、もうとっくに耐用年数は過ぎていて私なりに思います。

まして、このたびの耐震構想でありますけれども、市役所は4本の柱で支えられております。3階、4階はピアノ線というか、つり天井のような感じになっております。でも、3階の各部屋に行きますと、ボールを転がすと窓際に転がっていきます。まさしくこれだけ市役所が疲れているという証拠であります。

また、私なりに思うんでありますけれども、市役所には、スロープが東西南北ありますけれどもアルカリ反応のつららも下がっております。これは私、ずっと前から指摘しているわけであります。コンクリートにもその辺の調査をなされたのかどうかであります。そのころの建築は、恐らく川砂利を使っているからかなりいいはずでありますけれども、つららが下がるということは大きな問題であります。

また、ボイラー室は新しくなっておりますけれども、地下タンクの冷暖房の耐用年数もとっくに過ぎていて私は思っております。

また、その建物と接続になっているガス管、水道管、下水道、電気、建物はいいけど建物以外にしているものももし地震に遭ったならば、阪神・淡路大震災までと言っておりますけれども、ほとんどだめになるような感じがいたします。このたびの設計、黒川設計事務所ですか、その辺のこともどのようになされたのかどうかであります。

また、ボーリングをなされたとおっしゃいますけれども、ここは大石田から上山まで村山西部の活断層があるわけであります。山形新聞にも大きく報道なされております。そのことも認識されているのかどうかであります。このことは、議場でも各議員が質問なされていると聞いておりますけれども、高瀬山の高速道路工事に行われる調査でも明らかになっております。そのことに対してもこのたびの耐震構造でどのように反映されているのかであります。

また、黒川設計事務所に工事の設計を委託しておりますけれども、幾らの金額でなされているのかお知らせ願いたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 御指摘の活断層のことではありますが、やはりそれだけ活断層があって活断層が動いて大きな地震が起こるおそれがあると。そういうことからなおさらそれに耐えられる、特に市役所の場合はそういう大きな災害が起こったときには災害の対策本部と申しますか、本当の核になりますので、そういう大きな地震に備えて逆に今回免震工事を行って備えるということであります。

また、財源の問題については財政課長のほうから。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、質問の順序と前後すると思いますが、一応最初の黒川設計事務所への設計の業務委託料であります。3,570万円でございます。内訳が、そのうち170万円につきましては消費税ということでございます。

あと、庁舎のコンクリートのアルカリ化ということでございますが、これにつきましては私の記憶によりますと、平成20年だと思っておりますが調査をやっているところでございます。その調査の結果に基づきましてアルカリ化が進まないような対応をしておりますので、その辺についてはこれ以

上は進まないのかなということ考えております。

次に、地下タンクということでございますが、このたびの免震化におきまして、燃料タンクにつきましては現在、庁舎の北側の地下にあるんでございますが、それにつきましては新しく、今ありますクーリングタワーのわきに倉庫があるんでございますが、そこに移しかえるようなことを考えております。

あと、それからガス、水道管についてでございますが、地下埋設になっている部分につきましては、新しいものと交換するようなことを考えております。また、庁舎への引き込み部分につきましては、耐震化にあわせまして耐震管等の材料を使いながら耐えられるようなことを考えております。以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 建てたときは立派な建物だったけれども、恐らく昭和44年ですか、大阪万博の基本になったと私なりに認識するんです、黒川紀章さん、有名ですから。やはり地方の建物をつくって大都会の博覧会まで行ったような感じがするわけです。でも、40数年もたっているんですから、やはり議員の仲間でも前市長に、建てかえるのに基金積んだらどうですかと言ったんだけど、全然前市長さんにも聞いてもらえなくて今日を迎えたわけでありまして。市長さんもその辺、十分認識してもらいたいと思います。やはりこの庁舎は欠陥だらけであります。また、アスベストもありますし、その辺のことも考えながら安全対策を十分してもらいたい。今まで構わないできた歴代の市長も悪い、議員も悪い。その辺のことも十分感じているわけでございます。金額でも1社だけの見積もりをやった。前代未聞です。私なりには本当に賛成しがたい気持ちであります。今、問題を取り上げたのも皆さん認識していたんですから、していたならば、堂々と質問するのが本来の議員の姿だと私なりに思っているんです。市長、その辺のことをどのように考えているのかお願いします。

また、財源に対してはいろいろと考えられますけれども、どのような手当てをなされるんですか。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 財源につきましては、庁舎建設の財源ということでいいんでございましょうか。（「はい」の声あり）

これにつきましては、先ほど市長も申しあげましたが、状況を見ながら、当然にして河北町が30億円を超えるということになりますと、寒河江市の場合もある程度の額が必要になろうかと思いますが、その辺のところを見ながら積立金をして手持ちの財源を持ちながら、起債等の活用をしながら建設していくようなことをしなければ建設はできないのではないかということで考えております。

免震のほうにつきましては、交付税算入になるような起債事業を活用しようと考えております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 起債と言ったって借金でありますし、当然、今国債だって1%を割っているんですよ。幾らの金額で起債を行うんですか。何年計画で返済するんですかね。30年近くか10年近くなるかわかりませんが、その辺、明確にお願いしたい。

また、金融機関と交渉やっているのかやっていないのか、その辺、明確にお願いします。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の議案は契約に関する議案でありますので、その議論につきましては、予算

計上の際にいろいろ質疑を深めて、それで議会のほうからも議決を得て予算執行の段階に入りますので次の段階になっていますので、きょうについてはそういう形の中で議論を深めていただきたいと思いますと感じているところであります。

○高橋勝文議長 ほかに、國井議員。

○國井輝明議員 いろんな議員から質問がありまして大体伺いたいことは答弁いただいておりますので、私からは1点だけお伺いしたいと思っています。

最初に感想といいますか、非常に先ほどからの奥山財政課長の答弁の中で、阪神・淡路大震災同等規模、震度7の地震には今回の免震工事をするにより耐えられると。また、市長からであったでしょうか、まずこの免震工事をするにより30年ほどはまずは大丈夫かというような答えをいただいたということで、正直ほっとしているところであります。

この免震工事にかかわるに当たって、まず一番大きな変更点、7月20日の議員懇談会の中でお話がありましたけれども、まずは庁舎外からの掘削作業で、先ほど副市長から言われました、1階から4階まではふだんの業務から何も支障を来さないというようなお話でしたが、今回庁舎内部からも掘削作業を進めて26年の3月31日までで完成させたいということが大きな違いなのかなと思っております。

そんな中で今回随意契約で8億2,895万4,000円というような額で契約をしたいという旨の議案がありますが、今後、この金額以外に免震工事を行うことにより追加補正が行われるような事態があり得るのか、どんなことを想定できるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の契約の中でほとんどのものが対応できるということで考えておりますので、追加で補正をするようなことは、今のところ、考えておりません。

ただ、やはり実際工事を進めている途中で20カ月という長期間でありますので、いろいろな天災とか、40年前にやった土の中を掘りますので予期せぬ、例えば出水とか、それに伴う手だてとか、本当に想定を超えるようなものが出てきた場合には、それについてはなお議会ともいろいろお話し合いをしながら、補正で対応するようなことが全然ないというわけではありませんのでそれだけはお話ししておきたいと思えます。基本的には現在の予算の中で全て施工できるというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

現在のこの額でいけるということで、まずは安心しているところでありますが、先ほども申しあげましたとおり、この免震工事を行うことで安全を確保できると、この庁舎も安全の確保をできるというふうに私は思っておりますので、まずこれから工事は多分2カ月後、3か月後ぐらいには着工するのだと思いますが、工事関係者、またこの庁舎に市民は工事中にも足を運ばれるわけですので、そういった市民の皆様にも迷惑、またそういったけが等のないような配慮をさせていただくように要望させていただいて、質問を終わります。

○高橋勝文議長 ほかに、内藤議員。

○内藤 明議員 何点か質問させていただきたいと思えます。

今回の入札に関して資料を請求された会社は何社ぐらいあるのか、それをひとつ教えていただき

たいと思いますし、さらに公共事業における入札制度の持つ意義ですね、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 このたびの工事に当たりまして資料を求められた業者は何社かということですが、5社ございました。以上でございます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 公共事業における入札制度の意義ということではありますが、公共事業については、できるだけ少ない経費で一定の品質のものをとといいますか、そういうものをつくるということが目的になりますので、そういうことで入札そのものは広くそういう仕事をしたい人の入れ札によって行う契約行為でありますので、それについては公共事業の中では広くそういう趣旨から取り入れていくべき制度であると考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 入札に関するこの資料の請求を受けたのが5社あったということですが、市内の業者か、あるいはゼネコンかわかりませんが、それぞれ興味を示されておられるわけですね。

それで、今、改めて公共事業における入札制度の持つ意義というものを伺いました。その点で私は、今回の寒河江市庁舎耐震改修免震工事の事後審査型条件つき一般競争入札の公告ということでなされたわけではありますが、6月4日にしたものが不調に終わって再度、20日に公告をし直しということが経過として御説明を受けたわけがあります。

そして、その公告の説明書の中に、これは何が変わったかといいますと、皆さん、既に御承知のように、この7番の入札の延期、中止等についての(2)にある入札参加者が2社に満たない場合は中止をするという旨を削除をしているわけですね。私は、これは県からいろいろ尋ねた結果、問題がないというふうにも実施されたというお話でございました。その説明の中で、特殊なものについてはそれでいいというお話を伺ったような気がするわけではありますが、それで特別とか特殊というのは、どういうふうな事業に該当するのか、その定義はどのようなものになっているのか、ひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それから、1回目の入札で不調に終わったということで、入札の参加者が1社しかなかったということで1つの項目を削除されたわけではありますが、私はむしろもっと間口を、入札参加の資格の間口を広げるべきではなかったのかなという気がしています。つまり参加資格の中で(2)、それから(5)、特に共同企業体の構成のうち、1社以上は寒河江市内に本社を有するものと、こういうのがありました。これを結果的に参加がなかったわけですからもう少し間口を広げる。つまり県内ぐらいの企業に、事業者に該当者を広げるということもあってよかったんじゃないかなという気がしています。

そこで、そのような方法をなぜとられなかったのかということについて第1問にしたいと思いますが、それからなぜこの共同企業体、つまりジョイントベンチャーなのかということについてももう一つ教えていただきたいということでお伺いをしたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 また前後しますが、まずなぜジョイントベンチャーなのかということですが、実は免震工事につきましては、先ほど来、何度か答弁申しあげましたとおり、基礎免震工事

につきましては特殊な工事なわけでございます。そういうふうなことですからこれだけの大きな施設をするということでありまして、これまで実績のある業者ということで、これは1つの入札要件にしたところでございます。

また、ジョイントベンチャーにつきましては、これだけ8億円近い工事なものですから、できるだけ市内にもその還元がいくようなということを考えまして、市内の業者とのジョイントベンチャーということで入札条件にしたところでございます。

特殊な場合というと、県のやつでございますか。県の場合ですと、特殊も何もそういうふうな条件はなく、いずれの工事につきましても1社でも入札はやっているようでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 特殊工事ということでジョイントベンチャーということだそうではありますが、とするならば、入札参加資格の(2)(5)に該当する市内の業者というのはどのくらいあるのか、改めて教えていただきたいというふうに思いますし、私は、そういう点からすると、繰り返すこととなりますが、1回目の不調の時点で1社しかなかったわけですから、もう少し間口を広げて競争原理を働かせるような手法があってもよかったんじゃないのかなという気がするんです。市民が理解しがたいというふうな点からすれば、最終的に随契になろうとも、そうした経過を踏まえれば、そこでも仮になかったというふうになれば、そうかと、こういうふうになるんだろうというふうに思いますが、幾つかの検討すべき課題が抜けていたんじゃないのかなというふうに思うんですね。そうしたことについて改めて間口を広げていくことについての御見解を承りたいというふうに思いますし、それから、もう一つ、どうも私は一般的なことでしかわからないんですが、入札に参加した企業体が市と設計業者を加えて協議をしてそれで見積もり価格に合わせるなんていうやり方が、こんなやり方が本当にいいのかどうか、もう1回、法的な見解も含めて教えていただきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 お答え申し上げます。

入札告示書の5番目ですか、市内の業者が何社あるかということでございますが、4社でございました。失礼しました。土木も入れていますので9社でした。申しわけございません。

あと、基本的な考え方、間口を広げるという考え方なんでございますが、どうしても市内の業者を入れるということになりますと、やっぱり間口というか、参加者が少なくなるというんですか、また重複しますが、免震工事なものですから免震工事の実績がある業者ということと、全国のリストを見ても限られた業者になるものですから、この免震工事の特殊性からすると、どうしても業者が少なくなってくるのではないかとということで思っております。

あと、随意契約の価格について協議をするということでございますが、基本的にはこの契約につきましては、地方自治法施行令の167条の2の第1項第8号に基づきまして不落随契というような形で随意契約をさせてもらったところでございます。基本的にはこの随意契約の行為につきましては、当初、私どもが示しました設計金額に基づきまして契約をいただくということでございます。不落随契するに当たって協議をしたことについては、ちょっとどういうふうなものかというふうなことでございますが、協議につきましては施工者側のほうから、当然にして8,000万円という金額

を詰めなければならないものでございまして、その中で同じようなでき上がりを求めるということでもありますから、業者のほうから工事内訳書を提出していただきまして、これによりましてできるかどうかということでこれに基づきまして協議をしたところでございます。

協議の内容につきましては、当然にして工法的なこと、あと工法が変わることによりまして安全性は確保できるかということ、あと工期的なことは大丈夫なのかということ、そういうふうなことについて協議を行ったところでございます。

○高橋勝文議長 法的見解の部分でお答えをしてください。財政課長。法的見解ということでの答弁でありますので、その旨でお答えください。

○奥山健一財政課長 地方自治法の施行令に基づきまして実施しておりますので、問題はないかと思っております。

○高橋勝文議長 ほかに、川越議員。

○川越孝男議員 7月20日の議員懇談会にこの関係についての状況の説明がありました。その際も申しあげたんですが、私はこの庁舎の耐震については一日も早く対策をすべきだという立場でこれまでずっと一貫して申しあげてきました。そして、3月の定例会の際にもいろいろ設計者にいろんな角度から分析した結果、その際には先ほどもありましたように、新しく庁舎建てる場合、あるいは別な工法する場合、免震による耐震補強工事をやる場合、それぞれ長所、短所、あったわけです。そして、3月議会で議決したのは、1階から4階まで平常業務に何ら支障なくやる方法なんだと、免震法による耐震補強工事が。しかし、お金がいっぱいかかると、他のやつと比較して、あるいはまた期間が長くかかるということもありました。しかし、やっぱり耐震補強をしなければならない。そして、支障ないように進めなければならないということで予算の議決をしました。

ところが、20日の話は、そういうふうにして入札をしたけれども不調になったというふうなことがありました。そして、20日はしたがって不調になったのも、開きが予定価格と入札、2回やったけれどもその差額が1億円近い、8,000万円ですけれども、差があるというふうなことで不調にして、そして今後、設計者と市と施工業者、名乗りを上げていた、申し込んでいた施工業者との間で既決予算に、当初予算で議決しているこの予算に合致した中身に工事の手法などを変更して、折り返えば随意契約を23日にして31日に臨時議会をしたいという話があったんです。

先ほど内藤議員からもあったような理由も含めて、私は困ったことになったなという率直な感想を持っていました。したがって、将来のこととかいろいろありますけれども、今回、臨時議会に提案されている53号は、こういう金額で随意契約をしてやりましたというふうな、既決予算の中でおさまるものだというところでの議会の同意が求められているわけでもあります。

しかし、私はまださまざまな問題点があります。もちろん、法に合致したことでなければ議会としては承認できないわけだ。法に抵触するような形の中で議会で議決というのはならないわけでもありますから、それらを判断するためにまずお尋ねをしたいのは、1つは、24年3月21日、当初予算8億4,935万3,000円、これは24年度の当初予算と25年度の債務負担行為を含めた総額でありますけれども、これが議決しました。それ以降、きょう、臨時議会に議第53号が提出されるまでの経過を時系列的に教えていただきたいと思っております。これはもう当局で準備されているというふうに思いますので、ずっと時系列的に教えていただきたいというふうなことが1つであります。

それから2つ目には、先ほども随意契約に至ったその法的根拠は、地方自治法施行令第167条の

2第1項第8号、「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」ということであります。これで間違いはないのかどうなのか。随意契約に至っているこの法的根拠、このことを財政課長、先ほども答弁されているわけでありましてけれども、念のため間違いはないのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回の随意契約によって計画の中身が私は変更されているというふうに思うんです、当初の計画より。外からずっと掘っていくやつが中で掘るといふ、そういう形に、やっぱり8,000万円から1億円の金額の開きがそういう工法を変更したことによって既決予算の中におさまったんだというふうに思いますけれども、当初の設計よりも施工方法なども含めて変更の有無、明確にしたいきたいと思います。

それから、もう一つは、1階から4階まで通常業務に支障ないというふうなことを言われました。しかし、1階部分が掘り起こされる。議会の会議室も使えない、プレハブでよそにといふふうなこともありました。そうしますと、市民が、特に車椅子を利用されている方などはあそこからその議会の入り口のところに来てボタンを押すと職員が車椅子の手配をして1階のエレベーターから上に行けるという形になっているわけでありましてけれども、単に1階の会議室を使えないとかなんとかだけでなくて、市民にも市役所を利用する方々に大幅に支障があるのではないかというふうに私は考えられるわけでありましてけれども、この点についてどういうふうになっているのかまずお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時20分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、第1番目の予算の議決後からの経過ということでございますが、お答えさせていただきます。

6月4日に1回目の入札の公告を行っております。その後、6月20日に2回目の公告を行っております。7月9日に入札を行いました。同日、落札に至らなかったというようなことで見積もりを依頼しているところでございます。その後、7月18日、設計委託会社であります黒川紀章建築都市設計事務所、また戸田建設・高松木材の特定建設工事共同企業体、寒河江市との間で工法等の協議を行ったところでございます。7月20日に皆様に報告するため議員懇談会を開催させていただきました。それで、7月23日に見積もり合わせを行いまして落札者に戸田建設・高松木材特定建設工事共同企業体ということで決定したところでございます。それできょうに至っている次第でございます。

次に、2番目の法的根拠について間違いはないのかということでございますが、間違いございません。以上でございます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 それでは、当初予算議決時からの変更した事項、最初に工事内容のことについてですが、当初から土工事といえますか、いわゆる1階の下の土を全部取り除いて工事をするわけで

すが、それは当初から建物の外側部分については機械で、いわゆる重機で掘削をして、ある程度まで掘ったら人力で中のほうを掘削していくという工法だったわけです。土工事全体的なことについては、その機械掘削の部分をふやすことによって人力による掘削部分を減らすと。それによって当初予定していた設計金額に合わせるような、これについては入札の結果、不落随契の方法によってやろうとしたときに、設計者側と施工者側、いわゆる入札をした側ですけれども、双方に8,000万円を超える差がありましたので、発注者側の市としては、最初に予定価格を協議といいますか、話し合いによって上げるとか、そういうことはできませんので、基本的にはその額まで何とかできるようなことを双方から知恵を出していただきたいという形で協議をお願いしたところです。そういうことから、工事的な変更については、今申しあげましたように機械掘削の部分をふやして、いわゆる人力作業による地下の掘削部分を少なくすることによって当初の設計の金額に合わせるような形まで知恵を出していただいたということでもあります。

2つ目のことで市役所の機能についてであります。当初予算の段階では、やはり市役所の全体の業務機能を損なうことなく工事が施工できるということで、比較的割高な免震工法を採用した経過がありますし、それは先ほど川越議員のほうから御指摘があったとおりであります。

ただ、今回の双方に知恵を出してもらった結果、いわゆる市役所、4階までありますけれども、業務を行っているところは2階、3階、4階の部分については、今までどおり、通常どおりの業務の執行ができる。ただ、1階については機械掘削をふやしていきましたのでいろいろ機能が損なわれる、本会議場も含めてですけれども会議の機能が損なわれるとか、そういうところが確かに出てきました。ただ、全体から考えれば、損なわれる機能は、市役所4階全てから考えれば少ない割合で、なおかつ、それが代替えが先ほど申しあげましたように北側と南側の機能の移動とか、それからプレハブとか、ある程度、代替えがきく機能もありますので、その辺、工事期間中の一定期間の間はそういうことで代替えをすることによってその機能の減少を少しでも少なくするというような形で考えているところです。

先ほど御指摘がありました障がい者の方のエレベーター利用等についてもありますけれども、そのほかにもいろいろまだまだ出てくるものがあると思います。ただ、それについては、できるだけそういう代替えの機能といいますか、例えば1階のエレベーターから障がい者の方が利用したいエレベーターについては、一応2階のエレベーターまでも少し斜路ということで坂道にはなりますけれども、その辺については2階のエレベーターから利用するというので、その際には、例えば2階の正面の入り口とか、2階の斜路の一番最初のところに障がい者の方、斜路なので上がっていけないような方についての手だてとか、そういうものについてもこれからいろいろ代替えの機能を考えながら対応をしていきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、それぞれ答弁なり、説明いただきましたけれども、3月議会で当初予算議決以降の部分について時系列的にというのは、7月20日ですけれども、定例議員懇談会の際に課長からは、寒河江市が設計事務所の説明を受けて、市長自身が免震工法による入札をやろうという意思決定した日にちななども説明あったわけですが、先ほどの説明にはありません。市長がこの入札をやると意思決定した日を教えていただきたいと思っております。

それから、本当は一問一答していくといいんですけれども、本会議ですのでずっと聞いていき

いと思います。

そして、随意契約した法的根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号だということが明らかになりました。これは施行令で随意契約できるものを列記しているわけです。その中の一つです。

ただし、この第167条の2の2項でどういうふうに定めになっていますか。私からも申しあげますけれども、2項では、「前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初競争入札に付するときに定めた予定価格、その他の条件を変更することができない」というふうになっているのだと思います、2項では。というふうなことからすれば、先ほど副市長も変更されたことが明らかに説明されました。

そうしますと、この施行令に今回の随意契約というのは抵触するんじゃないですか、見解をお聞かせをいただきたい。そのことを先ほど内藤議員は、「さまざま今回の随意契約に持っていく見積もり合わせをした、既決予算の中で合わせていくやり方をしたこの行為は、法的に問題ないのか」というのに対して、「問題ありません」というふうに言いました。そして、先ほどの8号の部分を言われましたけれども、2項ではそれはできないというふうに、もちろん、随意契約でできますけれども、そこで変更できる部分というのはこれとこれだけですよというふうになっています。今回、議会に提案されている中身は、明確にこの条項に抵触すると思いますけれども、このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 先ほど申しあげましたように、基本的な土工事の設計の額と、それについては基本的に機械掘削と人力による掘削の部分の容量の変化だけですので、基本的にそれに抵触するような変更といえますか、その他の条件には当たらないという形で解釈をしているところであります。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 最初の質問ありました市長への意思決定というんですか、報告ということでございますね。それにつきましては5月24日、市長と副市長を交えまして設計概要の説明を行いました、この免震工法でいこうとしたところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 ちょっと訂正させてください。入札の方法について、この方法でいきましょうということでしたところでございます。失礼しました。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほど、地方自治法の施行令を読み上げました。これは随意契約ですね。167条の2、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とする」というふうな形の中で、そこで8号が先ほど言ったように、「競争入札に付し、入札者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないとき」、これは明確に今回のやつに当てはまるのだと思います。しかし、その2項では、「前項8号の規定により、随意契約による場合は契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格、その他の条件を変更することができない」となっているんです。随意契約ではできないんですよ、金額も中身も、その金額に合ったように。というふうに私はこの条文を解釈をします。したがって、先ほど私の前に内藤議員も、法的な見解はどうなんですかというふうに聞いたんです。副市長は問題ないと思うと言わ

れますけれども、本当にこの条文を読んだら、議員の皆さんは問題ないというふうに思いますか。私は問題だと思います。

したがって、こういう場合、どうするのか。こういう場合、当局の説明も20日の日もいろんな手法がありますと。一旦だめにして何ともならない金額の開きがあるから金額を増額をして再度するという方法もあるでしょう。そうでなくて、既決予算でやりたいというふうなことであるならば、やっぱり三者での話し合いということでの随意契約でなくて、どっちにしても設計変更という手法をとってやるべきだと。これが施行令に基づく極めて合法的な対応策だというふうに私は思います。したがって、この部分、当局が法律の解釈を勝手にされるようでは極めて問題がありますので、本当に大丈夫なのか、きちっとした見解をお願いします。このことについて市長の見解をじゃ、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時45分といたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時45分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須副市長。

○那須義行副市長 お答え申し上げたいと思います。

一応第2項の条文を読みますと、最後のほうは、「最初の競争入札に付するときに定めた予定価格、その他の条件を変更することができない」と。こういう法律といいますか、法文の書き方の場合は、予定価格が最初、来ていますので、それが例示となりまして、その他の条件というのは予定価格と匹敵するような条件という形になります。

そういうことから、行政実例等の中でも解釈として出ているのは、その他の条件というのは、例えば品質を落とすなど契約の要素となっている事項を言うとなっています。そういうことから、例えば金額を落とすためにコンクリートの厚さ20センチのところを例えば10センチにして品質を落とすとか、そういうことがあれば、それはその他の条件に該当してきますのでだめということになりますが、先ほども申しあげましたように、今回の場合は工事そのものを、免震工事の最終のでき上がり部分は全然変わらないわけです。その途中の工法の変更ですから、これはこういう応分の解釈ないしは行政実例等から見て、先ほど申しあげましたように、法令には全然抵触はしないと、法令のとおり合致しているということでもあります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大変今回のこの問題というのは、いろんな問題が絡んでおります。7月20日の議員懇談会でも我々も説明を受けておりますし、非常に困った事態になったなというのは、これは執行部の皆さんも、また我々議員も同じ思いでいるというふうに考えるわけなんですね。しかし、7月20日の説明会、さらにはきょうの先ほどから何人かの議員からの質問に対して執行部のほうからも的確な答弁を得たなというふうに感じているわけでございます。

なお、今回53号、提案されたというのは、そうした入札が不調に終わったというところから始まっているいろんなことを積み重ねて、これが最善の一つの方法だということで今回提案されたんだというふうに理解しております。

先ほど川越議員からも、法的なもの、議員がどういうふう理解するかという議員一人一人の法的根拠、あるいは問題点に対する考え方はまちまちだと思うんですね。しかし、最後に副市長から答弁あったように、当初の目的、目的というか、免震という、その目的そのものからは全く逸脱しないんだと、仕上がりは全く同じなんだと、こういうことなんですね。したがって、当初の考え方は多少違った部分で我々も、あるいは市民に対しても、あるいは職員も非常に不都合を感じる部分などもあるかと思えます。しかし、当初の目的がそれで達成されるのであれば、これは我々も我慢しなければならないというふうに考えます。

ただ、これは最善の方法として提案されているのはわかるんですけども、先ほどもあったように、この後、採決になると思うんですが、それぞれの感覚で賛否を表現したときに、もし万が一、この議案が否決された場合、万が一ですよ、これはあつてはならないというふうに私は思いますが、その場合、どのように対応されるのか、何かほかの方法があるのか、最善の方法だというのは理解しているんですが、もし万が一、否決された場合にどのような考え方を持っておられるのかだけ、的確な答弁はどうかと思いますが、一応お聞きしておきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてはぜひ御可決いただきたいということで御提案申しあげておりますし、当初の予定とでき上がりは同じだけれどもその工法というか、工程の中で市民の皆さん、そして議会議員の皆さんも含めて予定に反していろんな支障を来す場面も出てくるということが想定されるような状況になっているところでありますし、先ほど来、副市長、それから財政課長等、答弁申しあげましたが、できる限り、御迷惑を少なくして、議会運営などについても支障を来すことのないようにぜひ配慮を申しあげていきたいというふうに思っております。そういった意味で、我々としてはぜひ御可決をいただきたいということで御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 ほかに。3問です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時52分

○高橋勝文議長 以上で本臨時会の日程は全部終結いたしました。

これにて平成24年第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。